

# 特定健康診査等実施計画 (第2期)

## 三菱健康保険組合

平成25年2月  
平成26年12月  
平成28年3月  
平成28年11月  
平成30年4月  
平成31年2月  
令和元年11月

(赤字は改訂箇所)

## 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、5 年ごとに 5 年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

## 当健保組合の現状

当健保組合の平成 24 年 12 月末の事業所数は 79 で、全国 12 都道府県に所在するが、約 6 割が東京に所在している。**（令和元年 10 月末現在：事業所数 69、全国 11 都府県に所在）**

但し、支店や営業所を全国に展開している事業所もあり、首都圏に在勤している被保険者及び被扶養者は 7 割程度、関西圏は 1 割程度と推定される。

当組合の被保険者数は 20,292 人、被保険者の平均年齢は 43.2 歳、男性が全体の 7 割台半ばを占める。被扶養者数は 20,844 人、女性が全体の 7 割を占める。**（平成 30 年度決算概要値：被保険者数 20,114 人、被保険者平均年齢 44.2 歳、被扶養者数 19,054 人）**

特定健康診査については、被保険者は事業主が行う労働安全衛生法第 66 条に基づく定期健康診断と併せて特定健康診査を受診している。特定健康診査開始当初（平成 20 年度）は健診結果データの不備等により、国への実施報告上は 5 割程度の実施率であったが、事業所の協力により健診結果データがほぼ確実に提供されるようになったため、第 1 期終了時（平成 24 年度）の実施率は概ね 9 割を見込んでいる。また、被扶養者は、当組合が実施する生活習慣病健診（特定健康診査を含む）を受診している。特定健康診査開始当初（平成 20 年度）は 4 割弱の実施率であったが、第 1 期終了時（平成 24 年度）の実施率（見込）は概ね 6 割に向上している。

特定保健指導については、特定保健指導機関に委託して平成 20 年度から実施している。平成 20 年度健診分の特定保健指導は全対象者の 2 割弱の実施率であったが、事業所の協力が得られたことにより、平成 23 年度健診分は全対象者の 3 割弱の実施率を見込んでいる。

## 1. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### (1) 特定健康診査の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームに疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積による体重増加が、様々な疾患の原因となることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### (2) 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

### (3) 特定健康診査・特定保健指導の対象年齢について

特定健診の実施年度中に40歳以上74歳以下\*となる加入者が法定で特定健康診査・特定保健指導の対象となるが、当組合では厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」に、特定健診・保健指導の対象となる以前に健診を行い、生活習慣の改善が特に必要と認められる者に対して保健指導を実施することは、特定保健指導対象者を減少させる上で有効であるとされていることから、対象者の年齢範囲を35歳以上に拡大する。ただし特定保健指導は、当面35歳以上の奇数歳対象者に限定して実施する。

\*当該年度において75歳に達するものを含める。

## 2. 目標

### (1) 特定健康診査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を90.0%（国の基本指針が示す目標値）とする。この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

<目標実施率>

\*青字は実績

対象者	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	国が示す目標値
被保険者	92.0	93.0	94.0	95.0	96.0	—
	93.5	94.3	94.6	94.9	95.4	—
被扶養者	61.0	63.0	65.0	70.0	78.0	—
	60.8	61.1	60.1	59.3	61.5	—
合計	81.8	83.1	84.5	87.0	90.3	90.0
	82.7	83.5	83.6	83.8	85.0	—

(2)特定保健指導の実施に係る目標

平成 29 年度における特定保健指導の実施率を 60.0% (国の基本方針が示す目標値) とする。この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率 (目標) を以下のように定める。

特定保健指導対象者数については、実績より推計した。

< 目標実施率：奇数歳対象者 > \*青字は実績

項目		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	国が示す 目標値
35 歳以上 対象者 (人)	計画	10,650	10,650	10,650	10,650	10,650	—
	実績	10,755	10,772	10,587	10,607	10,433	—
特定保健指導 対象者数 (人)	計画	1,740	1,760	1,783	1,620	1,620	—
	実績	1,686	1,687	1,628	1,600	1,640	—
実施率 (%)	計画	70.0	80.0	90.0	59.0	60.0	60.0
	実績	56.6	52.9	49.7	52.1	47.0	—
実施数 (人)	計画	1,218	1,408	1,604	956	972	—
	実績	954	892	809	833	770	—

(参考：全年齢対象者)

項目		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	国が示す 目標値
35 歳以上 対象者 (人)	計画	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	—
	実績	21,209	21,268	21,000	20,854	20,653	—
特定保健指導 対象者数 (人)	計画	3,480	3,520	3,565	3,240	3,240	—
	実績	3,324	3,234	3,128	3,173	3,146	—
実施率 (%)	計画	35.0	40.0	45.0	29.5	30.0	60.0
	実績	28.7	27.6	25.9	26.3	24.5	—
実施数 (人)	計画	1,218	1,408	1,604	956	972	—
	実績	954	892	809	833	770	—

(3)特定健康診査等の実施成果に係る目標

平成 29 年度において、平成 20 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を 25% (国の基本方針が示す目標値) とする。

3. 特定健康診査等の対象者数

(1) 特定健康診査 \* 青字は実績

< 被保険者 >

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
35 歳以上対象者(人)	14,300	14,300	14,300	14,500	14,500
	14,239	14,357	14,304	14,331	14,306
内、任意継続被保険者(人)	470	470	470	510	510
	540	514	510	448	454
目標実施率 (%)	92.0	93.0	94.0	95.0	96.0
	93.5	94.3	94.6	94.9	95.4
目標実施数 (人)	13,160	13,300	13,445	13,775	13,920
	13,309	13,542	13,525	13,601	13,654

< 被扶養者 >

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
35 歳以上対象者(人)	7,000	7,000	7,000	6,800	6,800
	6,970	6,911	6,696	6,523	6,347
目標実施率 (%)	61.0	63.0	65.0	70.0	78.0
	60.8	61.1	60.1	59.3	61.5
目標実施数 (人)	4,270	4,410	4,550	4,760	5,304
	4,238	4,225	4,024	3,867	3,904

< 合計 >

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
35 歳以上対象者(人)	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300
	21,209	21,268	21,000	20,854	20,653
目標実施率 (%)	81.8	83.1	84.5	87.0	90.3
	82.7	83.5	83.6	83.8	85.0
目標実施数 (人)	17,430	17,710	17,995	18,535	19,224
	17,547	17,767	17,549	17,468	17,558

## (2)特定保健指導の対象者数（奇数歳対象者） \* 青字は実績

		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
35 歳以上対象者 (人)	計画	10,650	10,650	10,650	10,650	10,650
	実績	10,755	10,772	10,587	10,607	10,433
動機付け支援対象者(人)	計画	678	685	695	640	640
	実績	662	668	648	675	697
実施率 (%)	計画	70.0	80.0	90.0	59.0	60.0
	実績	59.5	56.7	56.8	57.3	52.5
実施数 (人)	計画	474	548	626	378	384
	実績	394	379	368	387	366
積極的支援対象者 (人)	計画	1,062	1,075	1,088	980	980
	実績	1,024	1,019	980	925	943
実施率 (%)	計画	70.0	80.0	90.0	59.0	60.0
	実績	54.7	50.3	45.0	48.2	42.8
実施数 (人)	計画	744	860	979	578	588
	実績	560	513	441	446	404
特定保健指導対象者(人)	計画	1,740	1,760	1,783	1,620	1,620
	実績	1,686	1,687	1,628	1,600	1,640
実施率 (%)	計画	70.0	80.0	90.0	59.0	60.0
	実績	56.6	52.9	49.7	52.1	47.0
実施数 (人)	計画	1,218	1,408	1,604	956	972
	実績	954	892	809	833	770

(参考：全年齢対象者)

		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
35 歳以上対象者 (人)	計画	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300
	実績	21,209	21,268	21,000	20,854	20,653
動機付け支援対象者(人)	計画	1,355	1,370	1,390	1,280	1,280
	実績	1,305	1,280	1,242	1,312	1,325
実施率 (%)	計画	35.0	40.0	45.0	29.5	30.0
	実績	30.2	29.6	29.6	29.5	27.6
実施数 (人)	計画	474	548	626	378	384
	実績	394	379	368	387	366
積極的支援対象者 (人)	計画	2,125	2,150	2,175	1,960	1,960
	実績	2,019	1,954	1,886	1,861	1,821
実施率 (%)	計画	35.0	40.0	45.0	29.5	30.0
	実績	27.7	26.3	23.4	24.0	22.2
実施数 (人)	計画	744	860	979	578	588
	実績	560	513	441	446	404
特定保健指導対象者(人)	計画	3,480	3,520	3,565	3,240	3,240
	実績	3,324	3,234	3,128	3,173	3,146
実施率 (%)	計画	35.0	40.0	45.0	29.5	30.0
	実績	28.7	27.6	25.9	26.3	24.5
実施数 (人)	計画	1,218	1,408	1,604	956	972
	実績	954	892	809	833	770

#### 4. 特定健康診査等の実施方法

##### (1)実施項目

###### ①特定健康診査

厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている特定健診項目を含めた生活習慣病健診を実施する。

###### ②特定保健指導

厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第3章に記載された内容に基づき実施する。

###### a) 動機付け支援

委託先の指導員による面談および35歳～45歳の対象者には継続支援(電話・レポート)を実施し、6ヵ月後に評価(電話・レポート)を行う。

###### b) 積極的支援

委託先の指導員による面談および継続支援(電話・レポート)を実施し、6ヵ月後に評価(電話・レポート)を行う。

##### (2)実施方法

###### ①特定健康診査

###### 【被保険者】

事業主が行う労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断と併せて実施する。

###### 【被扶養者・任意継続被保険者・任意継続被扶養者】

居住地が全国に分散しているため、委託先と契約し、全国約2,000の医療機関や健診機関で実施する。

###### ②特定保健指導

###### 【被保険者】

対象者が勤める職場内に委託先の指導員を派遣して面談を実施する。面談後の継続支援・評価は、指導員より対象者に直接電話およびレポートを介して行う。またセルフモニタリング機能として委託先が提供する健康記録サイトを活用する。

###### 【被扶養者】

対象者の自宅に委託先の指導員を派遣して面談を実施する。面談後の継続支援・評価は、指導員より対象者に直接電話およびレポートを介して行う。またセルフモニタリング機能として委託先が提供する健康記録サイトを活用する。

##### (3)実施時期

###### ①特定健康診査

【被保険者】 通年実施とする。

【被扶養者・任意継続被保険者・任意継続被扶養者】 受診期間を4月～1月とする。

###### ②特定保健指導

通年実施とする。

#### (4)健診・指導結果の入手方法

##### ①特定健康診査

【被保険者】 事業主から電子データで入手する。

【被扶養者・任意継続被保険者・任意継続被扶養者】 委託先から電子データで入手する。

##### ②特定保健指導

委託先から電子データで入手する。

#### (5)健診・指導結果の保管期限

保管年数は5年とする。

#### (6)委託先等

①特定健診 : けんぽ共同健診に参加して実施 (予約受付等の業務を株式会社イーウェルに委託)

②特定保健指導 : SOMPO ヘルスサポート株式会社

#### (7)周知・案内方法

周知は、当健保組合広報誌等に掲載するとともに組合ホームページに掲載して行う。

### 5. 個人情報の保護

当健保組合は、三菱健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

### 6. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所に通知するとともに、機関紙やホームページに掲載する。

### 7. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、平成 27 年度末に評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。